

事 業 者 様

長野県健康福祉部障がい者支援課長

障がいのある人に対する合理的配慮の提供等について（依頼）

日ごろから県の障がい者支援施策の推進に格別の御理解と御協力を賜り、感謝申し上げます。

さて、本年 4 月 1 日に一部の規定を除き「障がいのある人もない人も共に生きる長野県づくり条例」が施行され、県では障がいのある人の自立と社会参加の促進、障がいを理由とする差別の解消に向けて様々な取組を実施しているところです。

この条例では、事業者の役割として障がい等に対する理解を深めるとともに、県又は市町村が実施する障がいのある人の自立及び社会参加に向けた取組や障がいを理由とする差別の解消等に関する施策に努めるよう定めています。

また、障がい者に対する合理的配慮の提供を事業者には義務付ける規定が、本年 10 月 1 日から施行となります。

これに併せて、障がいのある人に対する優れた合理的配慮を提供する事業所を（共に生きる）「ともいきカンパニー」として県が認定し、県のホームページ等で P R する認定制度の運用を 10 月 1 日から開始します。

更に、事業者の皆様はこの条例の理念や事業者に求められる取組等について理解を深めていただくため、県ではお申し込みいただいた事業者を対象に出前講座を実施しています。

つきましては、合理的配慮の提供について職場内研修等により従業員の理解を深めていただくとともに、「ともいきカンパニー」の認定取得について御検討いただき、共生社会の実現に御協力をいただきますようお願いいたします。

なお、職場内研修等に県の出前講座を活用することも可能ですので、申し添えます。

記

- 1 障がいのある人もない人もともに生きる長野県づくり条例について
別紙 1 のとおり
- 2 合理的配慮について
別紙 2 のとおり
- 3 「ともいきカンパニー」認定制度について
別紙 2 のとおり
- 4 出前講座について
別紙 2 のとおり

障がい者支援課 共生社会推進係	
課 長	藤木 秀明 担 当 堀内 祐希
電 話	0 2 6 - 2 3 5 - 7 1 0 5（直通）
F A X	0 2 6 - 2 3 4 - 2 3 6 9
E-mail	shogai-shien@pref.nagano.lg.jp